



未来につなぐ

相続登記

次の世代へのつとめです

土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、 不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士がすること

法務局がすること

土地や建物の名義を確認

戸籍をたどって法定相続人を確認

適式な遺言がない場合は誰がどの遺産を相続するかなどを決めて書類を作成

登記に必要な添付書類を集める

登記申請書を作り添付書類を整える

登録免許税を納める

登記申請書類を管轄の法務局に提出する

登記申請書の受付

書類を審査して必要に応じて補正を促す
(補正できない場合は取下げ又は却下決定)

登記官が登記を実行する

登記識別情報通知書等を作成する

登記完了証・登記識別情報通知書を受領する

必要に応じて登記事項証明書を取得する

「未来につなぐ相続登記」促進プロジェクト

徳島県司法書士会 & 徳島県土地家屋調査士会 & 徳島地方法務局

徳島県司法書士会では
相続登記に関する無料相談を
予約制により行っております。

予約専用電話番号

徳島(088-657-7191)

阿南(0884-22-5630)

美馬(0883-53-0112)

月曜～金曜日 9:00～17:00

地域の活性化

相続登記をしないと…

- 再開発が進まない
- 空き家の管理・利活用ができない
- 不動産取引がおそくなる

安全・安心なくらし

相続登記をしないと…

- 公共事業が進まない
- 防災・減災の取り組みができない
- 災害復旧に大きな労力・時間がかかる



**相続登記が
さまざまなトラブルを
防止します!**

未来につなぐ

相続登記をしないと…

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」問題になってしまう

産業の推進

相続登記をしないと…

- 農地の集約化ができない
- 農地・山林が放置されてしまう

相続に関する登記についてのご相談は